

テクノメディカの三様監査—売上の前倒し計上事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

2016年9月8日、東証は「開示された情報の内容に虚偽があり、改善の必要性が高い」として上場規程に基づき、テクノメディカの過年度の決算短信等について、同社が虚偽の開示をしていたと公表した。その中で、次のように述べている。

同社において、主たる製品である採血管準備装置の売上取引の一部について、翌期に売上高を計上すべき取引に関して、あたかも当期中に検収が行われたかのような証憑書類を顧客から得るなどして、当期の売上高として先行計上を行っていたこと、売掛金の回収が困難になった特定の取引先に対して架空の研究開発を発注することで提供した資金をもって売掛金の支払いに充てさせるなどして、売掛金の回収偽装を行っていたこと、輸出売上取引の一部について、顧客注文書の偽造等を行い、売上高の先行計上及び架空取引を行っていたことなどが明らかとなりました。

これに先立つ2016年6月23日付けの「第三者委員会報告書」及び2016年9月26日付けの東京証券取引所への「改善報告書」によると、監査役（2015年6月定時株主総会にて監査等委員に変更）、監査法人、内部監査室間の連携が不十分であったことが、不正の発見及び是正の遅れに繋がったのではないかと筆者には思われる。

1. M常勤監査役が疑義を持ったが・・・

M常勤監査役は売上の確認をしていて、書類が揃っていないにもかかわらず売上計上している取引に気づいた。そこで経営管理部長のN常務に確認したところ「グレーではあるが問題はない」との回答を受けた。

確かに、創業者である会長は、「私の経営方針の一つは、会社が存続するためには、每期、増収増益でなければならない」ということを朝礼や会議を通じて述べられ、これが全社的に共有されていたことは承知していた。又、売上の先行計上があることは耳にも入っていたが、会長は技術・マーケティング・マネジメントに精通し、N常務は会計知識が豊富であると認識されていたため、この両者の言動には社内で絶対的信頼感があった。

さらにM氏は監査法人からも当該取引について特に指摘はないと認識していたため、N常務の説明を信じ、監査役会にも取締役会にも監査法人へも報告しなかった。

監査法人への対応はN常務及びその配下のa経理部長が行っていた。監査法人は社内のどの人員にヒヤリングするにしても、N氏かa氏のいずれかにコンタクトを取ることになっていた。

四半期ごとに、監査役・内部監査室と監査法人のミーティングが行われていたが、監査法人からの監査・レビュー結果の報告がほとんどの時間を占め、監査役・内部監査室からの報告はほとんどなかった。

M氏は、三菱東京UFJ銀行出身で2007年6月同社常勤監査役に就任し、後、2015年6月に取締役監査等委員になっている。

2. 内部監査室長からの相談があったが・・・

内部監査室はたった1名、室長のみであった。その室長が、2010年4月頃、常勤監査役M氏のところへ「書類不備のまま売上計上している取引がある。おかしいのではないか、どうしたらよいのだろうか」と相談に来た。

M氏は「N常務から『グレーではあるが問題はない』との回答を既に得ている」と説明した。室長はそれ以上の追及はせず、監査報告書にも記載しなかった。

3. 監査法人が第三者委員会の設置を要請した

それから6年後、M常勤監査役が取締役監査等委員になってから間もない2016年4月23日の取締役会で、第三者委員会の設置が決議された。監査等委員らは、ここで初めて監査法人が、「先出し」つまり売上の前倒し計上ではないかとの疑義を長年にわたり、追及し続けてきたことを知ったと思われる(眞田)。

実は、監査法人は、2007年より毎年、「先出し」の懸念をぶつけてきた。例えば、2007年には売掛金の滞留増大を指摘し、2009年には、出荷時点と検収時点の乖離の拡大を指摘し、2010年には、納品後短期間で検収されるものは出荷基準売上対象になっているが、短期間で検収が行われていないのではないかと、及び預かり在庫についての疑問をぶつけ、2016年には、2015年に出荷されたとする製品が在庫として存在する可能性があり、外部倉庫を使って操作しているのではないかと追及するなどしたが、その都度、虚偽の説明でかわされてきた。

ところが、監査法人は、2016年3月期の決算で、従前の説明と異なる取引実態の可能性を把握し、同社に説明を求めたが疑問を払拭できなかったため、第三者委員会による実態調査の実施を求めたということであった。

この日の取締役会で第三者委員会の設置が決議された。

4. 判明した事実

「会社が存続するためには、每期、増収増益でなければならない」との会長の経営方針に加えて、2007年3月に同社はジャスダックに上場しているが、その準備作業の過程において、計画した予算の達成を強く意識するようになったことが背景にあった。会長は、売上が未達の場合、売上の「先上げ」を指示することがあったという。

同社の売上は過去、出荷基準であったが、請求書を発行せず、期末に外部倉庫に預け翌月戻したり、社内倉庫に顧客からの依頼と称して預かり保管したりした。

2009年9月、納品後直ちに検収が行われず、支払いサイトが長い場合は、「検収確認書兼受領書」制度が導入された。しかしその実態は、顧客に検収を依頼し、同意が得られた日付をもって「検収日」とし、あたかも顧客による検収が行われたかのように作られ、また外部倉庫に前出しし、あたかも出荷されたように見せかけた。顧客は支払いサイトが売上計上日から180日と比較的長いため、実際の検収日が前倒しになっていても抵抗はなかった。つまり、顧客は「当社からの依頼を受けて」、検収の事実の有無にかかわらず検収の確認の押印をしていたのである。

採血管準備装置とは、採血・採尿検査に関する受付業務から採血・採尿検査準備作業までを自動で行う装置であり、本来の検収とは、病院の指定場所に搬入し、電子カルテシステム等の上位システムとの接続を確認する作業が完了し、病院の施設担当者の確認を受けた時点をもって認識すべきである。実は、作業終了時に同社の技術サービス課の担当者が立合い、「作業報告書」を作成し、顧客のサインをもらうことになっていたが、作業報告書が会計の証憑として位置づけられておらず、整備が不十分であった。

なお、顧客からの検収書を受領する前に、偽造した検収書で売上を計上することもあり、この場合は売上計上時点では請求書を発行せず、正規の検収書が届いた時点で、社内依頼票に添付して請求書発行依頼をすることになるが、そのときには「当件、既に売上済み」という付箋を付けていた。(一般的に売上計上即請求書発行となっていない場合は、「先上げ」の可能性が高いことに注意しなくてはならない：真田)

なお、第三者委員会は、監査法人が「検収確認書兼受領書」制度の導入後に、出荷の事実を示す証憑を求めていたら、出荷前に検収しているといった不正を見つける端緒を掴めていたのではないかと述べている。

2010～2016年度の売上高はおおむね300～450億円、このうち「先上げ」は3～10億円であった。

5. 責任の所在

売上の「先上げ」は、社内では周知の事実であったが、これについて多くの役職員は会社が認めた取引方法であり、顧客も債務認識をすることから不適切な会計処理であるとの認識を持っていなかった。

会長が議長を務める取締役会では、業績に問題がなかったこともあり、「先上げ」について、不適切な会計処理ではないかと疑うような発言はなかった。

ただし、第三者委員会は、会長及び会長から全体的なスキームについて指示を受け、「先上げ」の具体的な内容を立案し実行したN常務取締役(経営管理担当)及びその配下のa経理部長は不正であることを認識しており、営業本部長のT常務取締役は認識するべき立場にあったと述べている。会長、N常務及びT常務は2016年8月辞任し、退職慰労金は支給されなかった。

6. N常務の良心

ただしN常務は、必ずしも全て会長の言いなりではなかった。N常務は2014年頃、日本公認会計士協会「我が国の収益認識に関する研究報告—IAS第18号」を確認し、「顧客ニーズに対応するために自由に採血管ユニットを組み合わせられる特徴を持つところ、ユニットを組み合わせる作業が残っている状態(顧客がそのまま使用開始できない状態)では収益認識できない可能性がある」という理解をし、会長に相談した。会長からは「採血管準備装置は納品時には完成している。決して半製品ではない」という説明を受け、それを信じて、監査法人への相談や社内での検討を行わなかったという事実がある。

7. 私のコメント—本当の悪人はいない

監査役が、監査法人と主体的に連携していたら、つまり、2010年頃に監査役と内部監査室長が気づいた疑義を監査法人に伝え、共同で調査に当たっていたら、もっと早く不正を止め、会長らも辞任せずに済んだかもしれない。M監査役は監査法人には情報を伝えず、それによって監査法人が何も問題にしていなことを言い訳にしている。

監査役は、監査法人への対応において、執行側に任せるのではなく、監査法人と連携して、執行サイドに向き合わなくてはならない。

ところで、会長は創業者として会社を導き、業績も悪くはない。「会社が存続するためには、毎期、増収増益でなければならない」という方針は、もっともである。しかし、会計ルールを逸脱した「先出し」をしてしまった。

N常務は会長の意を受けて忠実に実行、時には、会計ルールを会長に進言もしている。しかし、会長には逆らえない。

監査役は、決して悪人ではない会長らの行き過ぎた点を指摘してやることで会社を救い、会長らを救うことができるのである。そのためには、監査の3人組(監査役・内部監査・監査法人)が結束して調査し、意見交換し、立ち向かわなくてはならない。

なお、ビジネス法務の部屋(2016年9月13日)の山口利昭弁護士は、「テクノメディカの監査法人が不正の疑義を会社に呈した辺りは相当のストレスがあったと推測し」そのストレスを感じながらも「オオカミ少年的行為」を行ったことを高く評価している。

8. 再発防止策

同社の再発防止策の主なものは次の通りである。大いに参考になる。

- ① 予算策定は実現可能なものとし、必要に応じ適時に見直す。
- ② 人事評価は売上の達成のみならず、コンプライアンスに対する姿勢に関する比重を高めて評価。
- ③ 監査等委員は4名中3名が2016年6月又は2017年6月に交替し、内2名には弁護士と会計士が選任された。
- ④ 週次に内部監査室と監査等委員会の情報交換を行う。
- ⑤ 内部監査室と監査等委員会は収益認識時点の証憑確認を厳格化し、確認できない場合は一切売上計上認めない。
- ⑥ 内部通報の窓口として外部窓口(当社顧問弁護士)と独立役員の窓口を新たに設置する。
- ⑦ 内部監査室を1名から2名にし、採血管準備装置の売上はサンプルチェックから全数チェックに切り替える。ヒヤリングは部門長だけでなく担当者まで広げる。
- ⑧ 監査法人とのコミュニケーションを強化する。監査法人は社内の誰とも直接コンタクトできるようにする。監査等委員や内部監査室から監査結果等をフィードバックする。
- ⑨ 収益認識の適正化を図る。売上計上は、設置作業を伴う採血管準備装置については設置時点、検体検査装置は出荷ではなく納品時点、消耗品は出荷時点とする。収益証憑時点を特定する証憑の整備とチェック体制を強化する。採血管準備装置は作業報告書に病院からサインと日付を記入頂き、その日付をもって売上計上する。検体検査装置とは、医療施設において血液等の検体を測定し、値を数値化することにより、診断の目安とする装置で、検体ごとに装置が用意されている。
- ⑩ 不正に加担する取引先があった。取引先の厳正な管理、与信管理の徹底などを行う。

以上